

答 申

**第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

山口県（以下「実施機関」という。）が令和5年6月30日付け令5人事第208号で行った保有個人情報開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求に至る経過**

**1 保有個人情報の開示請求**

審査請求人は、令和5年6月19日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「別添（令5人事第182号裁決書）の「所属への照会は職員管理上の観点から行ったものであり、」に該当する全ての文書（メモ含む）」の開示請求を行った。

**2 実施機関の処分**

実施機関は、令和5年6月30日付けで、本件請求に係る個人情報は存在しないと判断し、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

**3 審査請求**

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年7月5日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

**1 審査請求の趣旨**

本件処分の取消しを求めるというものである。

**2 審査請求の理由**

（省略）

**3 実施機関の理由説明に対する意見**

（省略）

**第4 実施機関の説明要旨**

（省略）

**第5 審査会の判断**

審査請求人は、本件請求に係る公文書が存在していないとの実施機関の説明に対し、「ウソを言っているから。」と主張するが、実施機関の担当課である〇〇課の

職員が、職員管理上の観点から所属に対し口頭で照会することは、通常行われていると考えられることから、本件請求に係る公文書について、「所属への照会は口頭で行われたものであり、文書は不存在である」との実施機関の説明は、不自然、不合理とまでは言えない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## **第6 審査会の審査経過等**

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 8月16日	実施機関から諮問を受けた
令和6年 10月29日	事案の審議を行った
令和6年 12月25日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	※

(令和6年12月25日現在)

※ 本件事案において、除斥となっている。